

横浜市行政不服審査会答申  
(第100号)

令和3年4月20日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は、結論として妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、審査請求人が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 第 1 項に基づく生活保護費用徴収金決定処分（令和 2 年 3 月 10 日付け瀬生支第●号。以下「本件処分」という。）に係る法第 63 条適用期間の始期は早くても令和元年 5 月 1 日以降であること、平成 31 年 4 月分等の医療扶助の返還を求めることは、審査請求人世帯の自立を著しく阻害するものであるなどとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

### (1) 審査請求人が「資力」を得た時期について

審査請求人の妻の父親である亡〇〇〇が死亡し、同人に係る相続が発生したが、死亡日時は推定平成 31 年 4 月 21 日から 30 日までの間であり、発見されたのは令和元年 6 月 5 日であった。

死亡日時は推定であるから、亡〇〇〇が死亡したのは、5 月に入ってから亡くなった可能性が十分にある。

法第 63 条に基づく返還義務が認められるのは、審査請求人が資力を得ていなければならないところ、本件で、審査請求人が合理的な疑いを生じない資力を得た時期と認定できるのは令和元年 5 月 1 日以降である。

したがって、法第 63 条適用期間の始期は、早くても令和元年 5 月 1 日である。

よって、法第 63 条の適用対象として、平成 31 年 4 月分の返還金合計 1,671,510 円は認められないものである。

### (2) 少なくとも平成 31 年 4 月下旬前には審査請求人は資力を得ていないことについて

医療扶助は現物給付によって行われるところ（法第 34 条第 1 項本文）、本件処分に係る平成 31 年 4 月分の返還金のうち医療給付たる 1,472,830 円は

平成 31 年 4 月下旬より前に行われている。

亡〇〇〇の死亡日時は、推定平成 31 年 4 月 21 日から 30 日までの間であり、上記医療給付後の相続であるから、4 月 20 日以前においては、いまだ審査請求人は資力を得ていない。

したがって、平成 31 年 4 月下旬前の医療扶助部分 1,472,830 円及びその他同月分給付計 198,680 円の 3 分の 2 に当たる金額 132,453 円を加えた 1,605,283 円については、法第 63 条の適用対象とは認められないものである。

### (3) 医療扶助の返還は認められないことについて

ア 審査請求人及び同人の二男は、いずれも重度障害者として、無償で医療給付を受けられる立場にあり、生活保護期間中においても同様の重度障害者であったことは、それを根拠に生活保護決定がなされていることから明らかである。

また、審査請求人の妻及び同人の長男は、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 55 号）における助成の対象であり（なお、審査請求書 3 頁には、同条例第 3 条第 1 号、第 2 号とあるが、正しくは同条例第 2 条第 2 項第 3 号及び第 3 条第 1 項第 1 号）、国民健康保険に加入できていれば、横浜市福祉医療証有効期間前においても上記助成を受けることができたものである。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「実施要領」という。）の第 6 では、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）その他の法や他施策の活用を図るよう求めるなどしている。

イ 本件の法第 63 条適用期間の医療扶助金額合計は 5,194,190 円であるところ、相続財産である土地の換価により、本件の未認定の収入充当額 16,076,060 円又はそれに近い金額の収入が得られることが予想できたはずであるため、担当ケースワーカーは、他法他施策の活用の観点からも、生活保護を廃止すべきであった。

しかしながら、担当ケースワーカーは、審査請求人及びその妻に対し、遺産をすぐに売却できるわけではないので、生活保護はやめられないと伝えただけで、早期に生活保護を廃止することで得られる利益の説明や

そのために取るべき方策の提案、医療扶助の 10 割負担なども説明を行わなかった。

本件において、担当ケースワーカーが上記説明や提案をしていれば、生活保護の廃止等の対応ができ、少なくとも令和元年 7 月から 9 月（なお、正しくは 10 月）までの分の医療扶助計 2,536,730 円については、国民健康保険加入者として審査請求人世帯が負担することはなかったものである。

ウ したがって、本件処分においては、上記 2,536,730 円の返還はやめるべきである。

(4) 審査請求人世帯の自立を著しく阻害することについて

本件処分により、審査請求人世帯は、返還額 6,460,951 円及びこれに対する延滞金を納付することになるところ、審査請求人及び二男は障害者であり、審査請求人の妻も働くことができない現状である。

審査請求人世帯に残される金額が多ければ多いほど、自立のための就労活動や資格の取得、技能の修得などの機会も多く得られるものである。

本件処分に係る平成 31 年 4 月分返還金及び令和元年 7 月から 9 月（なお、正しくは 10 月）までの分の医療扶助計 4,208,240 円は返還せずに、審査請求人世帯の自立のための足掛かりとして用いられるべき金額であり、これを返還しなければならないとすると、審査請求人世帯の自立が著しく阻害されるものである。

(5) 処分庁の主張に対する反論について

ア 審査請求人の妻は法律の素人であり、処分庁から平成 31 年 4 月分以降の支弁額が返還対象となること、生活保護の廃止を持ち越す判断をしたことなどの事実は認められない。

イ 実施要領第 10-2 においても、日割りによる処理は否定されていない。そもそも月の途中で発生した資力は時間を遡って発生前の生活費に充当することはできないのであるから、一律に当該月の初日から末日までの最低生活費に充当させること自体が不当である。

ウ 審査請求人の妻の父親も生活保護を受給していたところ、審査請求人の妻は横浜市緑区生活支援課の担当者に対し、父親が死亡したこと、審査請求人の妻も生活保護を受給していることを伝えていたほか、同生活

支援課担当者は、妻の父が不動産を所有していたこと、妻が相続により不動産を取得し、これにより生活保護が廃止されるべきことを把握していた。

そうであれば、横浜市緑区から処分庁に対し、これらの事実が知らされたはずであり、処分庁も令和元年6月中には相続発生及び遺産相続の事実も把握したはずである。

また、普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3第2項）。その義務を怠って事実を把握しなかったことによって生じる不利益を審査請求人に負担させてはならない。

#### (6) 結論

主位的主張として、本件処分のうち4,208,240円（(1)の1,671,510円と(3)ウの2,536,730円の合計額）の返還を求める限りにおいて取り消されるべきである。また、予備的主張として、本件処分のうち4,142,013円（(2)の1,605,283円と(3)ウの2,536,730円の合計額）の返還を求める限りにおいて取り消されるべきである。

### 4 処分庁の主張の要旨

#### (1) 資力の発生時期について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。（以下「別冊問答集」という。））の問13-6の(2)では、被保護者が財産を相続した場合における資力の発生時点については、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を継承するもの（民法（明治29年法律第89号）第882条及び第896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第909条）とされている。したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり」としている。

被相続人の死亡日は平成31年4月下旬（推定）とされており、日時の特定はないが、死体検案書に記載された時期に基づき相続に伴う資力の発生

は、平成 31 年 4 月 21 日から 4 月 30 日までの間と解するのが妥当である。

したがって、法第 63 条の適用期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの期間となる。

(2) 返還対象の範囲について

生活保護の要否及び程度は、月ごとの最低生活費と収入充当額との対比により決定される。月の途中で発生した資力を速やかに受領した場合は、収入として全額を認定し、最低生活費（月の初日から末日まで）に充当される。

一方、資力の還元が遅れたために法第 63 条により調整を行う場合、資力発生日以降の日割りした分の最低生活費のみを返還対象とすることになると、収入認定を行った場合との整合性、公平性が保てなくなる。

したがって、月の途中で発生した資力についても、法第 63 条の適用期間の始期は当該月の初日とすることが相当である。

なお、平成 31 年 1 月 16 日横浜地方裁判所判決（平成 30 年（行ウ）第 38 号）も同旨の判決である。

(3) 審査請求人の妻からの申告について

審査請求人の妻が遺産相続した不動産を処分して収入を得る見込みであることを処分庁が把握したのは、同人から初めて報告を受けた令和元年 11 月 6 日であり、実際に収入があったのが同月 21 日である。

したがって、令和元年 10 月以前に不動産の処分による収入を理由として保護を停廃止し、国民健康保険を適用させるようにすることは、担当ケースワーカー等においては困難である。

また、処分庁は、横浜市緑区から、本件相続の発生及び不動産の承継について知らされた事実はない。

(4) 医療扶助等について

対象期間における支弁額は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の合計が 6,460,951 円となる一方で、相続した不動産を処分して得た収入は、必要経費等を除き 16,076,060 円であり、収入額が支弁額を上回っていることから、支弁額全額を返還決定額としたものである。

(5) 施行規則第 22 条の 3 について

法第 77 条の 2 第 1 項の「徴収することが適当でないときとして」、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「施行規則」という。）

第 22 条の 3 では「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」と定めるところ、本件では処分庁の責めに帰すべき事由はない。

(6) 結語

以上により、本件処分には、何ら違法又は不当な点はなく、適法である。

5 審査庁の裁決についての判断及び理由の要旨

(1) 判断

本件処分は、適法かつ妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由の要旨

審査庁は、判断理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしており、その要旨は次のとおりである。

ア 「資力」の時期について

法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

同条は、被保護者にて、利用しうる資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態となった場合において、当該保護を有効としつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものであると解される。

このように法第 63 条が、「資力」の有無により、保護に要した費用の返還義務の存否を区分していることによれば、「資力」の有無にかかわる判断は、客観的な資料等に基づき行われることが適当である。

本件では、審査請求人の妻の父親に相続が発生した事案であるところ、民法第 882 条及び第 896 条では、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する

とされ、民法第 909 条では、共同相続人らにおける遺産分割の効力は相続開始の時に遡及するとされており、別冊問答集の間 13-6 の (2) の記述も同様である。

したがって、相続が発生した場合における法第 63 条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、相続開始時たる「被相続人の死亡時」と解される。

次に、本件では、被相続人の死亡日が「平成 31 年 4 月下旬（推定）」とされているところ、具体的な日時の特定期間には至らないが、少なくとも死体検案書等によれば、平成 31 年 4 月 30 日までの間と解されるものであり、5 月 1 日以降に発生したと認めるべき証拠はない。

#### イ 保護費の返還対象範囲について

(ア) 保護費の返還対象範囲について、法第 63 条及び法第 77 条の 2 第 1 項のいずれも、上限額を定める一方で、下限額の定めがないところ、この規定の趣旨は、生活保護においては、法第 4 条第 1 項により、被保護者にて、その者の利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用が求められていることから、本来保護を受ける必要がなかった場合には、保護に要する費用の全額の返還をさせることを原則としつつも、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障し、その自立を助長するという法の目的に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、支給済みの保護費の範囲内において適切な返還額を定めることができるとする趣旨に出たものである。

そして、法第 63 条及び法第 77 条の 2 に基づく保護費の返還金及び徴収金の決定に当たっては、被保護者の資産、収入等を踏まえた個別具体的かつ専門技術的な判断を要するものといえるため、その決定については、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用したと認められる場合に限られると解するのが相当である。

(イ) 令和元年 7 月から 10 月までの分の医療扶助について、審査請求人は、生活保護を廃止し、国民健康保険に加入できていれば、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び横浜市重度障害者の医療費助成



に関する条例（昭和46年12月横浜市条例第59号）における助成を受けられたなどと主張している。

審査請求人のように、予期しない相続により、被相続人の財産を承継したものの、遺産分割協議などが長期化するなど相続財産を直ちに活用できない状態のまま、生活保護の適用が継続していた場合には、本件処分のように、事後的に医療扶助の全額の返還又は徴収を求められ、その場合であっても、事後的に医療費が給付されることは予定されておらず、また、他にその負担を転嫁することなどもできない。そのため、被保護者が医療扶助全額の負担を被る結果になるものであり、その不利益は決して小さいものとはいえない。本件でも、審査請求人らが国民健康保険に加入し、助成を受けられた場合には医療費の自己負担部分は生じないため、本件処分との比較において、被保護者が被る差は大きいものといえる。

このような被保護者に対する不意打ちを防止し、また、法第1条の自立を助長するという目的に鑑みれば、被保護者に対し、法第63条又は法第77条の2に基づく返還又は徴収において、どのような場合に医療扶助が返還の対象となるか、また、他の制度との調整等については、十分に説明しておくことが必要であると考えられる。

処分庁においては、資力がありつつそれが活用できていない者に対する生活保護が適用されていた場合、給付された保護費の全額の返還を要することが法の原則であるところ、医療扶助もなされている場合には、国民健康保険や他の制度との関係から、被保護者に実質的に不利益を課す処分に類似する結果が生じることを十分に勘案することが必要である。

以上を踏まえ、本件についてみると、審査請求人は、同人の妻の父が死亡したことにより発生した相続により、資力を有することに至ったものであり、生活保護の適用の開始に関しては、処分庁が職権で行ったものではない。

処分庁において、被保護者に上記相続が発生していたことを把握したのは、令和元年11月6日より前と認められるものではなく、審査請求人の主張に鑑みても、担当ケースワーカーにいつどのように伝えて

いたのか、具体的に明らかではない。なお、審査請求人及びその妻から処分庁に提出されている収入申告書では、相続に伴う売却代金の取得は令和元年11月21日であり、それ以前の収入申告書には記載がない。

審査請求人は、上記相続発生の実態について、被相続人自らも生活保護を受給していた関係等があるのだから、横浜市の実行機関として、処分庁においても、被相続人を管轄していた緑区の担当機関と相互連携して対処すべきであったなどと述べる。しかしながら、生活保護は世帯ごとに判定されるものであるところ、被相続人と審査請求人とは同一世帯とは認められない上、管轄する区域も異なり、更には本件処分以前から、審査請求人及び被相続人より処分庁等に対し、相互連携に関する相談等がされていた形跡もないことなどに鑑みれば、審査請求人の主張は採用できない。

(ウ) 本件においては、最低限度の生活を保障するために、生活保護が審査請求人の申請に基づき開始された中で、被相続人の相続が発生した事案であり、複雑に並立する社会保障制度の中において、生活保護と国民健康保険制度等との制度間の間隙に生じた事案である。法が、最低限度の生活の保障とともに、自立の助長の観点をもその目的に有することに鑑みれば、生活保護の利用により、不意打ち的な損失や損害を受け、これにより不利益が生じ、自立助長を阻害するような結果になることは望ましい結果とは言いがたい。そのため、このような結果を処分庁が招いただけでなく、到来する結果について、処分庁が十分な説明を怠るなどした場合においては、保護費又は徴収金の全額の返還を求めることは裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと判断される余地は否定できないと考えられる。

しかしながら、本件で認められる事実によれば、処分庁が事前に上記相続発生の実態を認識していたような事情は認められず、また、審査請求人には判断能力の減退等の事情もないことなどによれば、本件処分が裁量権の逸脱又はこれを濫用したとまでは認められるものではない。

また、本件では、処分庁に、施行規則第22条の3に定める保護の実施機関である処分庁の責めに帰すべき事由は認められない。

ウ その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他日割りによる精算をすべきであるなどとも主張するが、生活保護の要否及び程度は、月ごとの最低生活費と収入充当額との対比により決定されることに鑑みれば、日割りにより精算をしないことが、裁量権の逸脱又はこれを濫用したとは認められるものではない。

また、審査請求人は、本件処分により、本件収入認定額から本件処分による給付の返還がされたとしても、いまだ 900 万円以上もの残金があることも勘案すれば、本件処分により審査請求人世帯の自立が著しく阻害されるとは認められるものではない。

### (3) 結語

以上のとおりであるので、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はなく、審査請求人の請求には理由がない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 6 審査会の判断

本審査会の判断理由は、次のとおりである。

### (1) 判断の考え方について

本件は、処分庁が令和 2 年 3 月 10 日付け瀬生支第●号により決定した、法第 77 条の 2 第 1 項に基づく生活保護費用徴収金決定処分についてなされた審査請求である。

法第 77 条の 2 第 1 項に基づく処分は、「第 63 条の保護の実施機関の定める額」について行われる処分であり、法第 63 条の処分とは別個のものである。また、資力が発生した時期及び返還すべき範囲は法第 63 条に基づく処分において判断されるものであるから、これらの違法については法第 63 条に基づく処分に係る審査請求において判断されるべきものである。

本件審理は、法第 77 条の 2 第 1 項に基づく処分を対象とするものであるところ、審査請求人の主張はいずれも法第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分において争われるべきものであって、本件審査請求において判断されるべきものではないから、本審査会においては、この点について判断を行わない。

よって、本審査会においては、法第 77 条の 2 第 1 項に基づく本件処分に違法又は不当な点がないか、判断する。

(2) 本件で参照する法令等の主たる規定について

ア 法第 77 条の 2 第 1 項は「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」とし、同条第 2 項は「前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」と定めている。

施行規則第 22 条の 3 は「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。」と定めている。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営通知」という。）IV の 3 は、「法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになる」とし、施行規則第 22 条の 3 の保護の「実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかつた場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかつたことにより保護の程度の決定を誤つた場合等」としている。

(3) 本件処分についての検討

本件は、令和元年 11 月 6 日に審査請求人の妻が、処分庁に対し、妻の父の死亡に伴い父名義の土地を相続したとの申立てを行ったため、審査請求人の妻の父が死亡したとされる平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの生活保護費について、法第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分と法第 77 条の 2 第 1 項に基づく生活保護費用徴収金決定処分（本件処分）を行ったものである。

ア 法第 77 条の 2 の規定は、法第 63 条の生活保護費用返還金を返還する生活保護受給者の生活の支障と保護の実施機関の徴収の負担との調整を行うために、生活保護制度の見直しの一つとして制定された規定である。

そのため、保護の実施機関において、保護費の算定や調査手続に誤りなどがあった場合にまで、法第 77 条の 2 第 2 項の国税徴収の例と同様に強制徴収を行うことまでは、生活保護受給者の生活保障に対する影響が大きく、相当とは認められない。

施行規則第 22 条の 3 においても、法第 77 条の 2 第 1 項を適用しない場合について、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」と定めている。そして、実施機関の責めに帰すべき事由として、具体的には、①被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかつた場合、②保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかつたことにより保護の程度の決定を誤つた場合等とされている（適正運営通知Ⅳの 3）。

イ 本件処分については、適正運営通知Ⅳの 3 に定める①被保護者が適時に収入申告書等を提出していた場合、②保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかつた場合等に該当する事実の存在は認められず、その他処分庁に生活保護の実施手続に誤りがあったなどの事情は特には認められない。

(4) 結語

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点はない以上、本件審査請求は棄却されることが相当である。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 (1) の審査庁の裁決についての判断は、結論として妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年7月17日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年7月31日	・ 弁明書の受理
令和2年8月5日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年8月24日	・ 反論書の受理
令和2年8月26日	・ 反論書の送付
令和2年10月16日	・ 質問書の送付及び物件提出依頼
令和2年10月27日	・ 質問に対する回答及び物件の受理
令和2年11月11日	・ 質問に対する回答の送付
令和2年11月25日	・ 意見書の受理
令和2年11月30日	・ 意見書の送付
令和3年3月11日	・ 審理手続の終結
令和3年3月17日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年3月23日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年4月20日	・ 調査審議